

就業技術科 （知的障害教育部門）

入学者選考受検の要件

- 1 特別支援学校中学部または中学校を卒業する見込みの者（既卒者も可）
- 2 知的障害者であること
学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する知的障害者
- 3 兵庫県に住所を有する者
他府県から、兵庫県に転入予定など、特別な事情がある場合は、前もって本校に問い合わせください。
- 4 出願時点で「療育手帳（次回更新期限が令和 9 年 4 月 1 日以降）」が交付されている者
- 5 受検年度に行われる本校の「オープンスクールならびに学校説明会」、「授業体験」に参加している者
- 6 自力で通学できる者